

山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県立ふれあいの家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせいたします。

1 施設名 山形県立ふれあいの家

2 募集期間 令和2年8月4日から令和2年9月15日まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 山形市大字大森 385 番地

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項	(1) 管理運営の基本方針	・ 福祉ホームへの理解及び管理運営の方針が適切であること。 ・ 申請者の経営モラルが適切であること。	満たしていなければ失格
	(2) 収支計画の適格性	・ 収支計画が適正で、事業計画との整合性が図られていること。	
	(3) 施設の維持管理の適確性	・ 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があること。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致していること。	

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
	(4) 労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令を遵守していること。 	
2 施設の平等利用の確保	(1) 平等利用を図るための具体的手法と期待される効力	<ul style="list-style-type: none"> 生活弱者等へ配慮するとともに、事業内容に偏りが無いこと。 正当な理由なく利用を拒まず、不当な差別的取扱いを行わないこと。 	5
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(1) 管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのサービス水準を維持しつつ、提案額は県が示す上限額よりも節減が図られていること。 	10
	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対して行う支援内容等が適切であること。 共同生活上、利用者が守るべき規律については、利用者の意見が極力尊重されていること 利用者に対し、適切な相談及び助言を行なえる体制をとることができること。 	36
		<ul style="list-style-type: none"> 利用者の栄養管理に配慮した給食の提供（食事の介助を含む。）が行われること。 社会生活上の便宜の供与の内容が適切であること。 健康管理の内容が適切であること。また、通院時等には必要に応じ同行や送迎を行う等の便宜を図ること。 新規事業等の実施にあたっては、県立施設としての役割の趣旨を十分に踏まえて具体化した事業を積極的に行い、利用者サービスの向上を図ること。 準備業務（業務引継ぎ）に関する内容及びスケジュール等が適切であること。 	
	(3) 施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等について関係法令に則った適切な維持管理を行うとともに、効率的に計画されていること。 食器及び飲用水等に係る衛生管理の方法及び食中毒や新型コロナウイルス感染症等の感染症を防止するための対策が適切であること。 	7
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域との連携内容が適切であること。 施設機能の地域に対する提供内容が適切であること。 	6	

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 配置職員において実務経験者を適切に配置するなど、自立支援に係る処遇レベルを確保できること。 指定管理者に求められる業務を適確に実践できる管理人を配置すること。 組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が適切であること。 職員に対する研修内容が、支援の困難性の高い利用者等に対応した計画となっているなど適切であり、かつ実行する体制が整っていること。 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	9
	(2) 安定的な運営が可能となる経済的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者指定申請にあたり、法人等内の意思決定が適切に行われていること。 財務状況等、申請者の経営基盤が安定していること。 金融機関等の支援・協力体制が十分であること。 	9
5 その他	(1) 利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等からの苦情を解決するための措置が適切であること。 	5
	(2) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等非常災害対策に関する計画が適切であること。 事故が発生した場合の対応方法、損害賠償保険への加入及び再発防止対策等が適切であること。 	5
	(3) 個人情報、情報公開及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> 山形県個人情報保護条例を遵守し、従業者等が業務上知り得た利用者等の秘密の保持のための措置が適切であること。 山形県情報公開条例等を遵守し、施設管理業務に関する保有文書の情報の公開を行うための措置が適切であること。 公益通報者保護に関する措置が適切であること。 	5
	(4) 地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮していること。 	3
合計			100点

7 選 定 理 由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。

区分（選定基準）	点数（社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会）
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	3.60
3	40.36
4	14.40
5	13.80
合計	72.2

提案額が県の提示した上限額とほぼ同額になったことについては評価が低かったが、財務状況等、経営基盤が安定していること、緊急時の対応が適切であることが高く評価された。食事、健康管理等の利用者への支援について、申請者が近隣で運営している障がい福祉施設の栄養士や看護師のバックアップ体制があるなど、施設サービスの提供体制が評価された。

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 点数の合計は小数第2位を四捨五入したものである。

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 指定

令和2年12月県議会の議決を経て、令和3年1月15日に指定管理者として指定した。